

令和3年度第1回広島市環境影響評価審査会における追加意見等

委員名	追加意見等
香田委員	施設の稼働による植物の重要な種及び重要な群落が評価項目にありません。風車の影の環境影響は住居等を対象としたものですが、植物の生育や形態形成などに影響することはないでしょうか？
香田委員	事業者見解に示されている資源エネルギー庁の資料は異なる発電形態におけるライフサイクル CO ₂ 排出量を比較するには非常に有用で、確かに LNG 火力発電に比べると、風力発電は CO ₂ 排出量が大きく削減されます。一方で、風力発電はエネルギー密度が低く、火力発電と同等の発電量を得るには広大な面積が必要になり、山間部に風力発電所を建設する場合、広大な面積の森林伐採によって失われる CO ₂ 固定量は非常に重要だと考えます。資源エネルギー庁のライフサイクル CO ₂ 排出量の計算では、森林伐採によって失われる CO ₂ 固定量が考慮されていません（できません）。ので、番号1の意見に対する見解としては、風力発電の建設から解体までのライフサイクル CO ₂ 排出量を示すほかに、森林伐採によって失われる CO ₂ 固定量を示す必要があると思います。
菅谷委員	当職が気になっているのは、20年後?の鉄塔などの廃棄・処理についてですが、この点については他の先生から質問があり、準備書でも対応されるということでしたので、そこに期待します。（特に追加意見等ではありません。）
内藤委員	現況により実際の視察も控えたところでの設置する風力発電機も定まっておらず、工事工程に関しても未定、搬出入路の詳細も未定の状況での方法書の評価審査はなかなか難しいなど昨日の審査会での回答内容を聞いていても感じました。 評価項目のもう少し分かりやすい一覧表があると委員会でも評価しやすいのではないかと思います。
松川委員	事業者から提出された一般意見概要にあるように、本事業によって周辺住民らが受けるかもしれない苦痛が反対意見として多く寄せられており、このままでは事業を円滑に進めることは困難だと思われる。反対意見が寄せられる一因として、本事業のような地域外の企業による大規模風力発電所の建設計画の場合、周辺住民は売電事業のメリットを直接享受できず、さまざまな苦痛というデメリットだけが地元に残ると受けとめられやすい点あげられる。 周辺住民らの立場からは、本事業から十分なメリットを享受できそうだと感じる事ができないかぎり、そして計画されているウインドファームが「自分たちの風車で（も）ある」と感じる事ができないかぎり、苦痛が生じるリスクのある事業を受け入れることは難しい。今後、事業者が周辺住民らとの合意形成を進めていくのであれば、住民説明会等によって事業周知をおこなうだけでなく、事業を周知した上で周辺住民らの意見を事業計画に反映していくことが求められる。 環境影響評価制度の限界は、事業者や行政は住民の苦痛を究明するために科学的手法による調査を実施するが、この調査結果には住民意見よりも高い優先順位が与えられている点にある。住民がどれだけ苦痛を主張しても、調査結果として測定値が基準値以下であればその事業は環境基準を満たしており問題なしと判断されてしまう。このような制度の限界を超えるためにも、事業者には周辺住民らの主張する苦痛を認めたくえ、その苦痛の軽減策を講じてもらいたい。